

別表第2（第6条関係）

基準給料表（一般）

給料表	職種	区分	最低号給		最高号給	
			号給	給料月額	号給	給料月額
水道局企業職 給料表(1)	事務職員、技術職員	1 A	11	142,500	27	160,200
		1 B			47	182,500
		1 C			67	195,900
水道局企業職 給料表(2)	技能職員	1 A	19	141,400	35	156,600
		1 B			55	170,200
		1 C			75	183,500

備考

- (1) 給料表欄に掲げる給料表は、会計年度任用職員が新たに常勤職員となったとしたならば適用を受けることとなるものをいう。
- (2) 号給欄に掲げる数の単位は号給、給料欄に掲げる額の単位は円とする。
- (3) 給料は、週の勤務時間が30時間である場合の額とする。
- (4) 日額による給料を受ける会計年度任用職員については、給料月額欄に掲げる額を20で除して得た額により本表を適用する。